

ESRI 社会病理セミナー - 小宮信夫助教授講演概要 (HP 掲載用)

1. 日 時：平成16年7月5日 13:00-15:00
2. 場 所：第4合同庁舎共用4特別会議室
3. 講 師：立正大学文学部社会学科助教授 小宮信夫
4. テーマ：「コミュニティの安全・安心をどう確保するか」
5. 概 要：以下のとおり。

【犯罪原因論から犯罪機会論へ】

・欧米では戦後一貫して犯罪がふえていたが、ここに来て横ばいになっており、むしろ減少傾向にある国も数多く出てきている。日本はその間横ばいで推移して、安全な国とされてきたが、最近は急増している。したがって、欧米の犯罪発生率と日本の犯罪発生率は年々その差が縮まっている。

・増加し始めた日本の犯罪をどうすれば食い止められるかのヒントは、欧米の犯罪対策にあるのではないかと。欧米で犯罪傾向が減少に転じるなど成功してきた理由が何かあるはず。犯罪を減らすには発想の転換が必要。

・欧米でも、かつてはいわゆる「犯罪の原因論」と呼ばれている考えが犯罪対策の主流であった。この考え方は、犯罪には原因がある、したがって、その犯罪の原因を探し、突き止め、その犯罪の原因が突き止められたらその犯罪の原因を取り除く、そうすれば社会は安全である、という考え方である。日本ではこの考えは当たり前のように思われるかもしれないが、欧米ではこの考えはもう既に当たり前ではなくなっている。

・イジメ、リストラなどが犯罪の原因となるならば、日本人の大多数は犯罪を犯すことになる。イジメられたり、リストラされたりしても犯罪を犯すか、犯さないかは、今の科学では判別不能である。

・人格にしる、境遇にしる、犯罪の原因はわかるようで、実際はわかっていないことに欧米では気がつき始めた。また刑務所での矯正プログラムは効果がなく、刑務所を増やしても犯罪が減らなかった。

・日本はまだ残念ながらこの犯罪の原因論が主流である。例えば神戸の酒鬼薔薇事件のときには、「行為障害」という言葉が登場し、これが原因とされた。大阪の池田小学校の事件のときには、「人格障害」という言葉が登場して、それが原因とされた。恐らく今度の長崎の佐世保の事件も、行き着く先にはこういった言葉が登場して、これが原因であるということは何となく問題を終わらせてしまうという可能性が高い。

・「行為障害」とは確立した概念のように見えるが、実は非常にあいまいな概念である。アメリカの精神医学会のマニュアルによりチェックリストの幾つかが該当すると、「行為障害」と診断されるが、自分の授業で大学生にチェックさせると、大体10人に1人や2人は「行為障害」に当たることになる。しかし彼らは別に犯罪を犯すわけではなく、それくら

いいまいな概念である。「人格障害」も同じで、未成年の場合は「行為障害」、大人では「人格障害」と呼んでいるに過ぎない。病気ではないので、「障害」とよぶ。「行為障害」、「人格障害」とも、診断名に過ぎず、犯罪の原因ではない。犯罪を犯したので、行為障害等と診断されただけである。

・犯罪の原因論は常に犯罪者を中心に置いており、被害者は完全に忘れ去られた存在である。欧米では、税金を使った国のシステムが犯罪者ばかりに向いていたが、犯罪は減らず、本来手当ての対象は被害者ではないかとの被害者の声が強くなったこともあって、犯罪の原因論は衰退した。

・欧米では80年代、この「犯罪の原因論」にかわって「犯罪の機会論」が登場した。犯罪の原因があり、犯罪をする動機を持つ人がいたとしても、犯罪を実行できる機会がなければ、犯罪は起きないという立場である。犯罪の原因が分からなくても、犯罪を防げるという考えである。人格の矯正といった処遇から、犯罪を予防するという立場に変わった。

【犯罪に強い3つの要素】

・犯罪の機会論で、犯罪に強い要素が3つある。(1)「抵抗性」: 犯罪者から加わる力を押し返そうというもの。犯罪者が犯罪のターゲットに接近し、いざ犯罪を実行するときに、潜在的な被害者が、いかにその力に抵抗するかということ。(2)「領域性」: 「抵抗性」は犯罪者が犯罪のターゲットに近づいてきたときに必要になるのに対し、その前の段階で、そもそも犯罪者を最終的なターゲットに近づけさせないこと。犯罪者の力が及ばない範囲を明確にすること。(3)「監視性」: 「領域性」を突破されたとしても、その犯罪者の行動をきちんと把握、フォローできること。犯罪の機会を減らすには、この3つをできるだけ向上させることに尽きる。

・この3つの要素は、いずれもハードな部分とソフトな部分がある。「抵抗性」については、ハード面は「恒常性」、不変であることである。例えばドアの鍵を2つにする、車のハンドルロック、防犯ステッカーなどである。ソフト面は「管理意識」といい、例えば防犯意識や、ドアを開け放しにしないことなどである。「抵抗性」はハードの「恒常性」とソフトの「管理意識」が相まって作り出される。「領域性」のハード面は「区画性」で、きちんと区切られていることで、道路のハンブ(コブ)で幹線道路から生活道路に入りにくくすることや、移動式障害物の活用などである。ソフト面は「縄張り意識」で、「区画性」を高めても、住民の「縄張り意識」が低いと犯罪者は警戒心なくその地域に入ってくる。「監視性」のハード面は「無死角性」で、死角がない、見通しのきかない場所がないことである。しかし、この場合もソフト面の「当事者意識」がないと、「監視性」が高いとは言えない。監視カメラは「無死角性」にあたるが、カメラ導入により「当事者意識」がなくなると、逆効果を生む。一度犯罪率が下がったのち、じわじわ上昇し、以前よりも増えた事例もある。

・犯罪原因論の日本では、「抵抗性」については様々な対策をとってきたが、「領域性」や「監視性」については、最近、安全なまちづくりということで始まったばかりである。「恒常性」の防犯ブザーなどは、最後の手段である。また、犯罪原因論は、犯罪者のイメージ

を特定してしまい、外国人や精神障害者など、差別につながることもありうる。犯罪機会論では、犯罪者は誰でもよいし、差別にもつながらない利益がある。

・昔では、犯罪防止では城が代表である。殿様を守る城は、「領域性」と「監視性」に優れている。お堀や石垣があり、侵入者を見つけやすい構造など、本丸になかなか近づけない。安全な街づくりには、ハード面では「無死角性」などを考慮した防犯環境設計が必要で、ソフト面では割れ窓理論の導入が必要。

・大阪池田小では、門を閉めておくべきだった（区画性）。また事務室が校門を向いていたものの机が校門に向いてなかった上、大きな木もあり、侵入しやすかった。開かれた学校といっても、門の開閉といった問題ではないはず。英国で開かれた学校というのは、先生以外にボランティアが教室にいる。英国の児童公園は、柵で囲まれており（領域性）、中は周りから見通せる（監視性）ようにするなど、工夫している。

・英国では自治体が犯罪に責任を持っており、自治体は警察とパートナーシップを組まないといけない。公園にしても、犯罪について議論しないで設置すると、被害者が自治体へ損害賠償請求できるともいわれている。監視カメラにしても、公共の場所はそもそもプライバシーが制限されるものという考え方があるため、設置自体は問題にはならない。しかし、撮られた画像が目的外に使用されないように厳しい規制がある。

・英国では、少年犯罪がおきたとき、犯罪者、その家族、被害者、地域を巻き込んで関係修復する場が作られる。その場では、警察官が司会を務め、弁護士も裁判官もいない。この修復的司法は、非行少年に有効とされる。日本では非行少年の95%がほとんど何も処分されず、少年院に送られるのは4%程度である。地域にとっても、加害少年にとっても、立ち直りの機会を与えておらず、不幸である。反省させるためには、どれだけ相手や地域にダメージを与えたか気づいてもらう必要がある。裁判でも、裁判官は専門用語を用いるので、加害者はよく分からないまま判決が下されている。

・NYのタイムズスクエアでは、監視カメラは少ない一方、多くの清掃員と警備員がおり、安全の担い手となっている。

・割れ窓理論は、次々に人を捕まえるというものではない。地域が中心となり縄張り意識と当事者意識を高め、警察官がそれをサポートするものである。

【地域安全マップ】

・地域の犯罪防止として、地域と連携した地域安全マップを学校で作ることは効果的と考えられる。マップ作りは、生徒の被害防止能力の向上、コミュニケーション能力の向上、地域への関心・愛着心の向上につながる。地域安全マップは、犯罪が起こりやすい場所、領域性と監視性の低い場所を指摘するものである。犯罪発生地点を書くものではない。警察の犯罪マップとも異なる。地域を利用した児童のエンパワーメントが重要。

【質疑応答】

・凶悪犯罪対策といった鉄の拳は警察が担当するが、ベルベット・グローブという犯罪機会の減少は、行政、住民、企業やNPOによるパートナーシップが重要。

・犯罪機会論では、マップ作りなどにより子どもが被害にあわないように考える。危ないところには行かない、どうしても行く場合は周囲に気をつけるなどをする。コミュニケーション能力も、自分の要求を取引しつつ人は社会生活を営むので重要。ネットではコミュニケーションは難しい。犯罪の機会と原因はコインの表裏である。

・割れ窓理論では、地域の縄張り意識とか当事者意識が低い象徴として「割れ窓」という言葉を使っている。1つの窓が割られると、普通はすぐに修復するが、縄張り意識や当事者意識がなく放っておくと、2枚目を割っても捕まらないだろうとなり2枚目が割られ、そのうちここは窓ガラスを割っても誰も何の対応もしないと思われ3枚目が割られるということである。

・犯罪の転移について、犯罪予防に努めると、犯罪を犯す人が別の地域に移動することはありうる。犯罪のプロ集団ならば、警戒の目の弱いところに移動するであろう。しかし、少年犯罪などについては、別の地域に少年が移動することは難しいであろうから、予防は効果的はずである。犯罪機会がないことで犯罪ができないうちに、少年も成長し、犯罪する気がしなくなるのではないか。また、日本は犯罪機会が大きく、地球の裏側からはるばる犯罪をしに来る集団もいるが、予防が進めば、そういった集団は来なくなるのではないか。・犯罪を減らせば、非行少年に今よりももっときめ細かな対応ができるはず。安心できるまちづくり等に関して、どういった主体にリーダーシップが期待できるかは、地域によって違うが、一番現実的なのは市町村レベルのところに核となるセクション、例えば「安全なまちづくり課」などを立ち上げ、警察などの関係機関から出向してもらうことではないか。